

# 令和2年度第3回岐阜県環境審議会廃棄物・リサイクル部会 議事録

## 1 日時

令和2年11月17日（火） 10:00～11:50

## 2 場所

岐阜県議会棟東棟2階 第2面会室

## 3 出席者

守富部会長、池田委員、澤委員、田内委員、田中委員、奥村委員、新川委員  
新藤委員（代理：環境・リサイクル課長）、林委員（代理：環境調整官）、秀田委員

## 4 欠席者

朝田委員、矢野委員

## 5 事務局

西垣環境生活部長、青竹環境生活部次長、  
井戸廃棄物対策課長、市橋資源循環推進監、中垣内不法投棄監視監、  
神谷産業廃棄物係長心得、垣本監視指導係長、高橋資源循環推進係長、坂井田主任技師、  
西本、田中

## 6 会議の概要

発言者	内容
守富部会長	出席予定委員が参集されたため開会し、次の順により、あいさつが行われた。 ○環境生活部長あいさつ（略） ○部会長あいさつ（略）
事務局（市橋資源循環推進監）	○会議の成立について では、はじめに本会議の成立について事務局から報告をお願いします。
守富部会長	本審議会廃棄物・リサイクル部会が有効に成立するためには、岐阜県環境審議会条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要とされています。 委員12名で、現時点で10名の出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。 ○議事録署名委員の指名 ただいま事務局から報告がありましており、本日の部会は有効に成立しておりますので、会議を進めさせていただきます。 次に、会議の議事録署名者を指名させていただきます。本会議の議事録署名者として、澤委員と池田委員を指名させていただきますので、よろしくお願いたします。

<p>守富部会長</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3次岐阜県廃棄物処理計画素案について</b></p> <p>まず初めに第2回部会において、いくつか貴重な意見をいただいたわけですが、委員の皆様からいただいたご意見に対し事務局の方でどう対応していくかということについて、また、「第3次岐阜県廃棄物処理計画」（以下「第3次計画」）の素案の説明をしていただきたいと思いをします。</p> <p>なお、時間に限りがありますので、全体を前半と後半ということで審議を進めたいと思いをします。施策のところは後半で審議していただければというふうに思いをしますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>前半が第1章「計画の概要」から第4章「目標・指標と基本的な考え方」までをご審議いただき、第5章、第6章の「具体的施策の推進と進行管理」については、後半でご審議いただきたいと思いをします。</p> <p>それでは、第2回部会におけるご意見への対応と第1章から第4章の説明を事務局の方からお願いをいたします。</p>
<p>事務局（井戸廃棄物対策課長）</p>	<p>&lt;事務局説明 略&gt;</p>
<p>守富部会長</p>	<p>お手元に配っている資料「参考資料3 計画の推進に向けた具体的施策」（以下「参考資料3」）と第4章7ページで説明があった図20について、具体的な施策との関連について説明をお願いします。</p>
<p>事務局（井戸廃棄物対策課長）</p>	<p>補足させていただきます。</p> <p>「参考資料3」でございますが、第2回の部会の時に配布した資料A3の裏面の方に書いてあった内容でございます。</p> <p>この図20と、こちら「参考資料3」を見ていただきますと、この1－（1）というのが、「参考資料3」の方に出てまいりますけれども、「ごみ減量化の推進」ということで、図20の番号1の後に、その個別の施策について、例えば1－（1）で記載しているということでございます。</p> <p>この個別の内容につきましては、第5章で記載をしています。</p> <p>前回お示した項目と、今回変わったところ等まとめたところにつきましては、第5章で説明をさせていただきます。</p>
<p>守富部会長</p>	<p>紙でお配りしている「参考資料3」を見ていただければ全体像が見えると思いをします。前回も意見が出ていたのかもしれませんが、「第2次岐阜県廃棄物処理計画」（以下「第2次計画」）における目標について、排出量は減少したものの、目標が進まなかった理由についてどのように考えていますか。</p>
<p>事務局（井戸廃棄物対策課長）</p>	<p>なかなかそこまでの分析には至っていないというのが、正直なところであります。</p> <p>ただ、市町村ごとの取組にかなりばらつきがあるということも分かりました。また、今回、第3次計画の中で、各主体の連携強化という</p>

	<p>項目を挙げさせていただいておりますが、いかに、各市町村への情報提供や情報共有を進めて、それからその取組が、上手くいっているかどうかを確認していく作業を、市町村とともに、上手く整理することができるかというような部分があります。</p> <p>それから各主体、県や市町村など行政だけではなく、それ以外の皆様方と、上手く連携を図っていくにはどうしたらいいかというようなところで、一つ大きな課題であるプラスチック資源循環というテーマがありますので、取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。</p>
守富部会長	<p>ありがとうございます。事務局としては各自治体等との連携強化というところでまとめられたということですね。その他ご意見ございますでしょうか。</p>
奥村委員	<p>「参考資料2 1人1日当たりの生活系ごみの排出量と家庭ごみ排出量について」における、1人1日当たりの生活系ごみ排出量と家庭系ごみ排出量はなぜ括られているのでしょうか。</p> <p>事業系ごみ、リサイクルについても、県の目標は生活系ごみだけに固執してはならないような気がするのですが如何でしょうか。</p> <p>それに、やはり事業系ごみ。目標は緩めずに、志高く何か提言を含めた数値を出していただいていたいいと思います。</p>
事務局（井戸廃棄物対策課長）	<p>まず一般廃棄物に関しましては、第4章の4ページをご覧ください。</p> <p>「1人1日当たり生活系ごみ排出量」は目標数値ということであり、ます。「国の動向を踏まえた目標」の一番上にございます。</p> <p>「生活系ごみ」は、家庭から出るごみであり、一般廃棄物になります。</p> <p>その次に「事業者当たりのごみ削減率」という項目がございます。これは前回の部会の時に、まず一般廃棄物の中で、ご家庭から出るものと、それから事業者から出るものの割合が、ご家庭からは5、事業者からは2、大体そういう割合になっているという説明をさせていただきました。</p> <p>事業者の方につきまして、削減目標を出すときに、1人1日当たりというような数値の出し方だと、各事業者の方で取り組みにくいのではないかとことを踏まえました。2025年度には、2018年度基準に比べて5%減らしてください。2030年度については10%減らしてくださいというような形での目標設定がいいのではないかと。</p> <p>第4章の2ページに戻っていただきまして、2025年と2030年の排出量、再生利用率及び最終処分量について目標設定をしているところがございます。この数値については、近年、増減を繰り返しているというような中で、2018年度の実績の数値をそのまま維持するような形の設定をさせていただいております。</p> <p>といいますのも、国において排出量の目標数値について2025年に3億9,000万トンという数値を設定されておりますが、その中の、岐阜県の割合を計算いたしますと、現状の排出量が2割も多くなってしまい</p>

	<p>ます。</p> <p>2025年度で、2018年度の全国に対して岐阜県内から排出される産業廃棄物の割合というのは、この国の産業廃棄物の全国の目標数値の1.2%を掛けたものとなり、468万トンになるわけです。しかし、現状が367万7,000トンでございますので、それよりも随分大きな数字になっているということで、2018年度の実績をそのまま維持する、また増やさないようにすることとしました。</p> <p>国の目標の数値としましては、2025年度には廃棄物の量が大変増えるというような想定での目標設定がされているという状況でございます。説明は以上でございます。</p>
<p>守富部会長</p>	<p>事業系ごみについても目標値を設定していますね。他にございますか。年号の標記について、西暦で標記するか、和暦で標記するかの統一を図られてはどうか。</p>
<p>事務局（井戸廃棄物対策課長）</p>	<p>年号の標記については、できるかぎり西暦を括弧書きで記載し併記をしております。表やグラフの中では、多くの場合に西暦を用いております。和暦があった方がいいようなところについては、和暦を入れているところがあります。</p>
<p>守富部会長</p>	<p>他に何かございますでしょうか。</p>
<p>奥村委員</p>	<p>具体的な施策の中に「監視」という言葉が所々出てきます。廃棄物の不適正処理に関して、各自治体の皆様と協力してというところがありましたが、最近では「過剰干渉」、「個人への干渉」が議論になることもあります。各自治体との連携・連絡ツールは構築されているのでしょうか。また、最終的に事業者の方は何かペナルティを負うことになるのでしょうか。</p>
<p>事務局（井戸廃棄物対策課長）</p>	<p>自治体に対する通報としては、秋口や春に多いのは、近所で何か物を燃やしているといったようなものがあります。通報は、電話のほか、県のホームページにある投稿フォーム「インターネット110番」という形で、どこの場所で、何時ごろ、どういったことがされていたのか、例えば、「何か燃やして埋めていた」、「何かが投棄されている」といった情報をいただきます。</p> <p>そうしますと、県と市町村の役割分担の中で、一般廃棄物に関しては市町村が担当し、産業廃棄物については、県が担当することになります。実際には、現場に行ってみないとそれが一般廃棄物であるのか、産業廃棄物であるのか、その両方が混じったものであるのかということについて判断が付きません。そのため、多くの場合は、市町村と県、多くは県事務所や岐阜地域環境室の職員と連絡を取りあって、一緒に現場を確認します。この際、大変ひどい状況の場合については、警察も一緒に立ち会っていただきます。</p> <p>その次は、誰がそのような行為をしていたのか、また、それは廃棄物処理法等に違反する行為になるのかということの確認をとって</p>

	<p>きます。そこで、何かに違反をしている疑いがあるのであれば、行為者を明らかにして、その方に対して、法律に基づき報告を求め、さらに確認をしていきます。必要に応じて、改善命令などの行政処分を行います。また、ご家庭のごみを不注意で燃やしておられるということであれば、多くの場合、一般廃棄物ですので、市町村の方から個人の方にお話をするというのが一般的です。</p> <p>今申し上げたような苦情対応の他に、産業廃棄物の処理施設等については、定期的に立ち入り検査を行っております。そういった取組みに加えまして、パトロールも実施しています。職員で行く時であれば、行政の対応が手薄になる夜間や休日については、民間委託により事業者の方にパトロールをしていただくといったような事業も行っております。できるだけ早期に発見をして早期に対処するということに努めております。</p>
奥村委員	<p>すごく勉強になりました。一県民としてですが、過去の事例であるとか、こんなことがありましたというトピックスを載せていただくといいと思います。身近なお散歩の際などに、状況の変化に「おやっ」て思うことが多いと思います。県民1人1人の意識を、こういうことがあったからもしかしてっていうように。</p>
守富部会長	<p>それでは5章、6章の施策の方に移りたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
事務局（井戸廃棄物対策課長）	<p>&lt;事務局説明 略&gt;</p>
守富部会長	<p>トピックスや事例等があり、県民の皆さんにもご覧いただきやすいかなと思います。まだもう少し書き加えていただいたものが最終案には入ってくるだろうと思いますが、全体の構成としては非常によくできていると思います。委員の皆様いかがでしょうか。ご意見いただければと思います。</p>
奥村委員	<p>「エシカル消費」という言葉がずっと入ってこないです。例えば「思いやり消費」とか、「みんなにやさしい消費」とか、何か違う言葉で、おじい様やおばあ様や幼稚園の子でも分かるような言葉にすることはいかがでしょうか。</p> <p>コストが高くて、良いものだったら買うという意識の中には、やはり商品を熟知するという行動が必要だと思ひます。その機会を何かうまく県民の皆様へ届けられるといいと思ひます。</p> <p>この委員になって、よく気をつけて生活すると、トウモロコシやサトウキビを原料に再生された食器など、いろんな商品が身近にあるんです。</p> <p>提案していけるところはいっぱいあると思ひますが、そういった積極的ないい商品の提案の機会も担っていただけると、皆さんいろんな生活のシチュエーションの中で、手に取ったり、身近に利用したりし</p>

	<p>ていただける生活行動パターンになっていくのではないかと思いますので、ひとつそのような紹介や機会を発信していただけるといいと思います。</p>
新川委員	<p>岐阜県リサイクル認定製品で、古紙から作られたトイレットペーパーがあります。県の委員会で認められたリサイクル品を計画に盛り込んでPRしてもらい、タイアップできたらいいと思いました。</p>
守富部会長	<p>リサイクル認定の方の委員会でも、いかにリサイクル認定製品を広めるかというのは、これまで議題になってきた話です。同じ岐阜県が行っている取組みになりますので、紹介をどこかでした方がいいかもしれないですね。他の委員でご意見がある方はいませんか。</p>
澤委員	<p>この6章等はよく整理されていると思います。事業者ごみを出す事業者も家に帰れば家庭ごみを出します。ごみはどうしたって出てしまうものですし、一個人はそれぞれの場面により出してしまうごみが変わります。生活上工夫して減らせるものというものについては、知識であるとか、それをどうやったらいいのかの紹介など、各主体の各場面、役割ごとにビジュアル化して情報発信すると県民に分かりやすいと思います。</p>
守富部会長	<p>澤委員の意見は、非常にいい意見だと思います。具体的な事例と結びつく、例えば「こんな事例があったら、計画書のどこどこに匹敵する」とあるとか、上手い組み合わせの仕方があるのかなと思いますが、今後の課題ですね。是非、いい仕組みといいますかシステムができると思います。他にご意見はございますでしょうか。</p>
新藤委員（代理：環境・リサイクル課長）	<p>第5章の3ページから4ページ目にかけてのところに、「各種リサイクル法の推進」という項目があります。この各種リサイクル法の中に家電リサイクル法と小型家電リサイクル法について、特段例示がないのですが、何か理由がありますか。また、「参考資料3」の1-(4)⑨「農業用使用済みプラスチック適正処理の推進」で、ここに「プラ」というマークがないのですがこれは何か意味があるのでしょうか。</p>
事務局（井戸廃棄物対策課長）	<p>家電、小型家電リサイクル法については、市町村の方で取組が進んでおまして、今現在大きな課題になってる部分がないということがあります。今後10年間のことを考えたときには、一定程度対応されているという認識の中で、今回家電と小型家電については、除いております。それから、「プラ」のマークについては、修正させていただきます。</p>
守富部会長	<p>他にご意見はございますでしょうか。</p>
池田委員	<p>私の友人が、太陽光発電のパネルが土砂崩れで大変なことになりました。自然ありきの環境であるし、ごみ撤去はとても大事。ごみを作</p>

<p>事務局（井戸廃棄物対策課長）</p>	<p>らないのも大事ですが、そのパネルが土砂崩れで使えなくなったものがまた産業廃棄物になるという負の連鎖というのがあると思います。</p> <p>県は、どういうバランスで再生可能エネルギーの利活用を推し進めていきたいのでしょうか。</p> <p>ご意見ありがとうございます。再生可能エネルギーの利活用というところであれば、焼却によって得られるエネルギーを、できるだけ熱回収あるいは発電の方に利用していけるような施設を推進していきたいという内容を気候変動への対応ということで、今回の廃棄物処理計画素案の中には記載をしています。</p>
<p>守富部会長</p>	<p>今のご意見は、3－（1）の「災害廃棄物処理対策の推進」と関連があります。再生可能エネルギーでソーラーパネルや風力発電施設等が、山あいで作られ、災害でそれが崩れました。それらが使えなくなって産業廃棄物となって出てくるというご意見です。</p> <p>それは当然考えなくてはいけないところで、実際、そういう問題がすでに発生しています。</p> <p>第3次計画ということもありまして、問題の中に入ってくるかと思えますけれども、岐阜県のエネルギー全般の施策と関わってきます。</p> <p>今後、その辺のところも当然考えなくてはいけない課題だと思います。ご意見はありませんか。</p>
<p>新藤委員（代理：環境・リサイクル課長）</p>	<p>エネルギーの話となりますと環境・リサイクル課で所管はしておりませんが、同じ部内のエネルギー対策課という課でいわゆるFIT法に基づき、事業計画の認定をやっております。それはやはり、東日本大震災と同時期に、再生可能エネルギーを使用していかなければいけないということで、そういう法律ができております。</p> <p>一方、建てることによっていろんな問題が生ずるということもあろうかと思えます。その辺りについては、私どもの省でも、関係法令に基づく部分があれば、何らかの対応をしているのではないかとこのように思います。</p> <p>一方、それを設置した後の災害廃棄物ないしは太陽光パネルの処分については、直接の所管する部分とそうでないところがあります。</p>
<p>守富部会長</p>	<p>ありがとうございます。いろいろ難しい問題といえますか電力の自由化ということもあって、個人でも自宅で発電がされています。また、中小の電力会社による発電所も認められています。</p> <p>大量に廃棄されてくると、皆さん認識するのだろうと感じています。ですが、災害のとき、それがどうなるのというところまで、まだ法的な整備が追いついていないと思われまます。</p>
<p>澤委員</p>	<p>建築の場合は、行政等による建築確認を経ないと建てられません。太陽光パネルの場合はそこまで厳密じゃないと聞いたことがあります。適材適所で、工作物レベルの法規をしっかりとしないといけないと思いました。</p>

<p>守富部会長</p>	<p>今日のところはまだ素案。加筆等がなされ、最終段階の案、素案から原案になったものというのを皆さんに、配布されるのでしょうか。</p> <p>先ほど冒頭、部長から申し上げましたとおり、今後、市町村への意見照会や関係団体への意見照会、パブリックコメント、そういうことを経まして、また必要な修正等をしてまいります。その修正したものを、今度、第4回の部会で、また確認していただくという機会がございます。</p>
<p>事務局（井戸廃棄物対策課長）</p>	<p>メールで、今回の意見を踏まえ修正したものを、もう一度、各委員の皆様を送らせていただきたいと思います。</p>
<p>守富部会長</p>	<p>できれば1枚、修正追加されたところ分かるようにしていただいたものを送っていただけるとありがたいです。あるいはその1枚紙だけでもいいのかもしれない。</p>
<p>新藤委員（代理：環境・リサイクル課長）</p>	<p>第1章の4ページに表2「減量化の進捗状況」というのがあり、直近、平成30（2018）年度の数字を見ると、例えば最終処分量126千トンとなっています。その数字が、第3次計画の目標に来るのかなと思って見ていたんですが、別の算出をしているということなんでしょうか。</p> <p>また、第4章の2ページ表20にある2025年度と2030年度の、例えば最終処分量105千トンや排出量3,677千トンというのは、どのように算出しているのでしょうか。</p>
<p>事務局（井戸廃棄物対策課長）</p>	<p>「排出量」については、2018年度の実績値をそのまま維持したいということでございます。それから「再生利用率」につきましては、第2次計画は目標が56%という目標でありまして、それがまだ達成できてない状態ということです。そのため、第2次計画の目標数値をそのまま持ってきております。それから「最終処分量」についても、第2次計画の目標数値をそのまま持ってきております。</p> <p>この第2次計画の目標というのは、第1章の4ページ、表2の一番右側の数字となります。その中で、目標数値の中で採用しているのは、一番右側の枠の「再生利用量」について、構成比56%というのをそのまま採用しています。また、「最終処分量」については、105千トンをそのまま採用しています。</p> <p>4ページの表2の一番左側に区分という箇所があります。上から一番目は「排出量」と書いてありますが、「発生量」の誤りとなります。発生量と排出量の関係になりますが、「排出量」と、それから有価で引き取られる部分を合わせたものを「有価物量」といいますが、その2つを合計したものが「発生量」となっております。</p> <p>表2の表記が正確ではありませんが、ただ数値としては「排出量」で追っておりますので、「排出量」として、こちらの表を改めます。そのどちらを表の中で説明していくということについては検討をして整理をさせていただきます。</p>

守富部会長	<p>それでは、よろしいでしょうか。今日の意見を踏まえて、修正したものを、皆さんにお伝え願います。この後のことは、事務局から説明いただきます。素案につきましては、了承ということにさせていただきます。それでは、素案から原案に持つていくときの今後の進め方等について事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局（市橋資源循環推進監）	<p>それでは、ただ今、部会長からお話がありましたが、素案から原案についてということでございます。今後の予定といたしましては、本日も審議いただいた意見等を反映したものを皆さんに見ていただきまして、その後、12月上旬から、市町村や関係団体への照会を行う予定です。また、12月中旬から1月中旬にかけてパブリックコメントを行う予定です。その後、第4回の廃棄物・リサイクル部会において、最終的な案、答申する案についてご審議をお願いをしたいと思います。</p>
守富部会長	<p>次回の日程でございますが、1月20日を予定をしたいと思います。パブリックコメント等々を踏まえた後に、第4回の開催を予定しております。1月20日14時から本日よりこの場所を予定しています。その後、環境審議会等の了解が得られれば、原案からいよいよ本案といたしますか、外に出されると思います。ご意見などについては、事務局にお伝えいただければ、まだまだ反映できますので、よろしく願います。</p> <p>以上で、令和2年第3回岐阜県環境審議会廃棄物・リサイクル部会の議事を終了いたします。事務局に進行をお渡ししたいと思います。</p>
事務局（市橋資源循環推進監）	<p>守富部会長どうもありがとうございました。委員の皆様にはご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして、令和2年度第3回岐阜県環境審議会廃棄物・リサイクル部会を閉会とさせていただきます。</p>